

静岡県告示第794号

指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成17年静岡県告示第1149号）の一部を次のように改正する。

平成29年11月10日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。<u>ただし、既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等及び過去に地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日付け技第469号商工労働部長通知）に基づく補助金を交付された市町から補助を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設（地域経済の活性化に資する工場等の新設又は増設であって、別に行う審査を経て知事が特に認めたものを除く。）を除く。</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 既に県内に事業所がある特定企業等については、業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、1人以上増加すること。</p> <p>ク～コ (略)</p>	<p>第2 定義</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 既に県内に事業所がある特定企業等については、<u>次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>① 業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、1人以上増加すること。</u></p> <p><u>② 工場又は物流施設の業務の開始に伴い、県内における従業員の数が、0人以上1人未満増加し、かつ、知事が別に定めるところにより算出した県内の全事業所における生産性が10パーセント以上向上すること。</u></p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ <u>既にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた企業等及び過去に地域産業立地事業費補助金交付要綱（平成8年11月15日</u></p>

<p>(4) (略)</p>	<p><u>付け技第469号商工労働部長通知) に基づく補助金を交付された市町から補助を受けた企業等が行う工場等の新設又は増設の場合にあっては、当該事業に係る設備投資に要する経費（用地取得費、造成工事費及び安全対策費（新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）第3（1）ウの本文の経費）を除く。）が、工場及び物流施設にあっては5億円以上、研究所にあっては1億円以上であること。</u></p> <p>(4) (略)</p>
----------------	---

様式第3号中

- 「
- 1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者）であって、を 県内居住者の人数を記入すること。
 - 2 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。」

「

- 1 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者（平成29年1月1日前にあっては、改正前の雇用保険法の高年齢継続被保険者及び65歳に達した日以後に雇用された者。以下同じ。）であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 2 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の人数の平均を記入すること。

6 生産性向上に関する計画

	特定企業等の県内全事業所			
	正従業員 (人)	パート タイマー (人)	生産品目	1 生産量 (/月) 2 生産額(百万円/月) (該当する番号を○で 囲むこと)
前1年間の平均				
後1年目の平均				
後2年目の平均				
後3年目の平均				

に、

(注)

- 1 第2(3)キ④に該当する場合にのみ記入すること。
- 2 雇用保険法の一般被保険者及び高年齢被保険者であって、県内居住者の人数を記入すること。
- 3 前1年間の平均は、用地取得日の属する月の前月から起算して前1年間の平均を記入すること。
- 4 後1年目の平均は、業務開始日の属する月から12か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 5 後2年目の平均は、13か月目から24か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 6 後3年目の平均は、25か月目から36か月目までの1年間の平均を記入すること。
- 7 生産品目は、特定企業等の県内全事業所で生産される主な品目を記入すること。

」

「6 投資計画（実績）」を「7 投資計画（実績）」に、「7 資金調達計画（実績）」を「8 資金調達計画（実績）」に、「8 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果」を「9 工場等の設置により地域に及ぼす社会的波及効果」に、「9 内陸フロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）」を「10 内陸フロンティア推進区域の状況（該当する場合のみ記載）」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。
- 2 公示の日前に事業に着手した工場等（この告示による改正後の指定都市内における地域産業立地事業費補助金交付要綱第2(2)に規定する工場等をいう。）の新設及び増設に対する補助金については、なお従前の例による。